

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0316 第 1 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和 4 年 4 月 1 日より適用

改正後	改正前
<p>SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託）</p> <p>ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u>」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、HTLV-I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u>」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ～オ（略）</p>	<p>SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託・委託以外）</p> <p>ア SARS-CoV-2 核酸検出は、<u>検査の委託の有無にかかわらず</u>、HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u>」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ～オ（略）</p>

改正後	改正前
<p>SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）</p> <p>ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ～オ（略）</p>	<p>SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託・委託以外）</p> <p>ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、<u>検査の委託の有無にかかわらず</u>、HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ～オ（略）</p>